

## 浄化槽工事業登録についてQ&A

**Q 1** : 登録の更新申請は何日前から可能か。

**A 1** : 従前登録の 30 日前までに提出なので、その直前くらいが望ましい。

あまり早すぎる更新申請は受け付けられない。

有効登録期限の 60 日前から受付可能としている。

**Q 2** : 浄化槽工事業登録の場合、5年ごとの更新となっているが、更新時期のお知らせはあるのか。

**A 2** : 建築指導課では約 1 カ月前に文書にてお知らせをしている。

**Q 3** : 書類の申請は直接県庁まで行かないとできないか。

**A 3** : 郵送でも可能である。

事前に電話などで担当者に記入内容を確認し、記入漏れ等のないように。

千葉県収入証紙は市町村又は県の出先で購入可能。

**Q 4** : 申請書類の様式はどこで入手できるのか。

**A 4** : 様式一式は千葉県浄化槽協会（千葉市中央区中央港 1-11-1 TEL : 043-246-2355）にて有料で配布している。

**Q 5** : 帳簿の備え付けは、書面でなければいけないか。

**A 5** : 閲覧でき、適宜印刷が可能であるのであれば、パソコン上でも構わない。

**Q 6** : 欠格要件で他法に違反している者の扱いはどうなるか。

**A 6** : 基本的には、浄化槽法違反者に限られる。

特例浄化槽工事業者については、建設業法で処分になる可能性もある。

**Q 7** : 登録業者リストの公表について

**A 7** : 千葉県国土整備部建築指導課で登録簿の閲覧（手数料 430 円）ができる。

必要に応じて登録簿の謄本の交付（手数料 680 円）も可能。

**Q 8** : 浄化槽工事業者の責務とあるが、これには罰はあるのか？

**A 8** : 浄化槽法第 29 条 3 項「浄化槽設備士の実地に監督」の規定は、30 万円以下の罰金。

浄化槽法第 30 条「標識の掲示」の規定は、20 万円以下の過料。

浄化槽法第 31 条「帳簿の備付け」の規定は、30 万円以下の罰金。

**Q 9** : 千葉県にて処分の事例はあるか？

**A 9** : 千葉県では例はまだない。ただ、「浄化槽設備士の実地監督の責務」については、違反ではないかという相談も多々あり、場合によっては登録の取り消しや、罰則等も考えられることである。  
無登録で浄化槽工事業を営んだ業者については、平成22年度に2件通報があり、指導を行いました。

**Q 10** : 工事を行う都道府県に手続きが必要で、1営業所1人以上浄化槽設備士を配置することになっているが、いくつの都道府県まで登録できるか等の制限はあるか？

**A 10** : 制限はないが、浄化槽設備士が実地で監督ができるかどうかも登録の際の審査で配慮されるので、その点を踏まえて、登録をお願いしたい。

**Q 11** : 浄化槽工事では浄化槽設備士に実地に監督させなければならないとされているが、他社の資格者に監督させても構わないか。

**A 11** : 責任の所在の問題があるので、同じ会社の資格者に監督させるのが望ましい。

**Q 12** : 浄化槽設備士が実地で監督しなければならないとあるが、現場にいかなければならぬのか。写真等での報告で代えてもよいか。

**A 12** : 浄化槽設備士が現地に行って監督する必要がある。  
なお、浄化槽工事の主要な部分を現地において監督することは当然のことではあるが、その他軽易な部分については施工写真等で工事が適切に行われたことを確認するといった方法も考えられる。